

協定締結まで：協定書（案）の追記修正方法

1 事前調査への回答（電子申請）



2 県から協定書（案）が送付される（事前調査を元に県が作成）

添付ファイル 1_送付文書（説明文書） 2_協定書（案） 3_同意書（様式1）

（4_通知（案） 貴施設が「公的医療機関等」の場合のみ。）

5_【参考】協定書（案）確認時の留意事項



3 （案）を印刷・朱書き修正（スキャン後、メール添付）



（県へ送付）

4 県から修正後の協定（案）送付



5 （同意できれば）協定書（案）（※同意できるもの）と同意書を添付し、県へメール送付



6 県から協定書（本番）・指定書が届く（メール） ※添付ファイルとして「受領書」も送付します。



7 協定書内容を確認し、受領書（様式2）を県へ送付

（必要に応じて）県から第1種協定指定医療機関・第2種協定指定医療機関の指定書を送付

県が、県ホームページで協定内容を公表

繰返し

第1種協定指定医療機関は、使用予定の病床の図面の提供依頼と簡単なアンケートを添付して送付予定

全体として

- 協定書(案)を確認する際に留意していただきたい点は、案を送付する際の添付ファイル5に示しています。
- 最終的な協定書は、同意書に記載の医療機関名にて記載しますので、協定書(案)の機関名称が切れている等がありましても修正する必要はありません。
- 医療機関名や保険医療機関番号は、事前調査時に入力いただいた内容で記載していますが、漢字の変換間違いや番号違いなどがありますので、同意書提出の際は、再度ご確認ください。
- 協定書(案)は修正可能です。案を送付している際に添付した1の文書に従って、内容を修正してください。同意書の送付は、同意できる協定書(案)が送付されてから、送付してください。
- 協定書(案)の色付きの部分が、医療機関等に措置の内容として、具体的に数字等をいれていただきたい部分です。また、オレンジ色の部分は、事前調査にてお聞きしていない事項です。空欄が無いように記載をお願いします。

よくある質問

<全般>

● 公表予定の項目はなにか。

- 各医療機関毎に、締結したメニュー（病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供、後方支援、人材派遣）を公表します。
- 自宅療養者への医療の提供の場合、提供先施設の種類に応じて公表します。

● 医療措置協定締結後、管理者の変更が生じた場合、変更届等必要か。

- 医療機関の管理者が変更した場合の手続きは不要です。

● 公的医療機関等の場合は、なぜ通知が送付されるのか。

- 公的医療機関等の場合、感染症法第36条の2により、有事の際に措置をとることが義務付けられており、取るべき措置の内容を通知することとなっています。
- 通知にあたっては、公的医療機関等の役割を考慮しながら、事前調査やコロナ禍を参考として協議を行っています。

※この場合の公的医療機関等には、地域医療支援病院、特定機能病院を含みます。

● 有事に備え備蓄している個人防護具に関する費用は、有事の際に負担していただけるのか。

- 平時における備蓄は協定書に記載のとおり各医療機関の負担となりますので、回転型の備蓄をご検討ください。有事の際には、感染症の性状等を踏まえて、国において必要な支援が検討されます。

よくある質問

<全般>

- 国ガイドラインの協定書(案)の項目にはないが、長崎県協定書(案)に項目が追加されているのはなぜか。
- 原則として、国がガイドラインに沿った協定書(案)を作成していますが、自宅療養者への医療の提供は流行初期からの対応欄を設け、薬局や訪問看護事業所については人材派遣の項目を設けています。
- 事前調査結果や、新型コロナウイルス感染症の対応実績を考慮したものです。
- 協定違反について協定書に記載があるが、具体的にどのような違反が想定されているのか。
- 実際に措置を行うかどうかは、総合的に判断する必要がありますので、現時点で明確に示すものではありませんが、国ガイドラインによれば、例えば、病床確保の協定を締結している医療機関において、医師等の医療従事者の確保や必要な設備等の整備が十分になされているにもかかわらず、協定の措置を講じず、そのことによって地域全体として必要な病床を確保できないなど、地域における患者の生命・健康等に影響が及ぶと考えられる場合などが示されています。
- 研修は、何か国からこれをやるべきなど示されるのか。
- 医療機関自ら行う研修でもよく、国や県等が実施する研修や訓練へ参加することでも可能です。協定書に記載の措置について必要な研修等への参加や実施を検討してください。

よくある質問

<全般>

- 全国的には想定に届いてないようですが、長崎県では現時点での病床及び発熱外来などの確保状況はどうなっていますか。
- 事前調査の結果については、長崎県予防計画(案)や長崎県医療計画(案)に記載しているとおりで。あくまで事前調査結果であり、地域による差もあります。
- 協定締結医療機関については、協定の締結ができ次第、県ホームページにて適宜公表していく予定です。
- 協定締結の具体的な医療措置協定の実績値は、全国の数も含めて次の厚生労働省ホームページに掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060_00006.html

よくある質問

<病床確保について>

● 重症者用の病床とは何を想定しているのか。

- 本協定書においては、新型コロナウイルス感染症の対応時の重症者対応を想定しています。

● 第1種協定指定医療機関の要件は何であれば認められるのか。

- 要件は、同意書に記載しています。該当の医療提供部分をご確認ください。
- 原則として、新型コロナウイルス感染症の対応を参考としてください。
- 協定書第10条において、研修・訓練・措置をとる際の流れの点検がありますので、対象患者が発生した場合の院内動線の確認や、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱研修・訓練等）を実施してください。
- 協定書（本番用）を送付する際、使用予定の病床の図面を提供いただいています。
（※予定で可。また、参考として酸素投与や呼吸モニタリングが可能か、簡易陰圧等の対応が可能かどうかについてもアンケートとしてお答えいただいています。）

● 初期の対応をしないと、第1種協定指定医療機関には指定されないのか。

- 必ずしも初期である必要はなく、病床確保に関する協定を締結した医療機関が第1種協定指定医療機関に指定されます。
- 流行初期以降であっても、病床を確保する協定を締結した医療機関は、要件を満たしたうえで指定に同意いただくと第1種協定指定医療機関に指定されます。

よくある質問

<発熱外来について>

- 核酸検出検査ができないと、発熱外来実施の協定は締結できないのか。
- 発熱外来の実施に、核酸検出検査の実施は必須ではありません。
外部機関へ検査を依頼する場合は、検査の値に「-」を記載します。
(事前調査は数字の0)
本協定締結においては、抗原検査キットの使用は、想定していません。
検体採取を行うものの、外部に検査を依頼する場合は、検査数は「0件」でかまいません。
- コロナ禍では、発熱外来をプレハブで対応していた。有事の際は、プレハブで対応することを想定して協定締結することは可能か。
- 可能です。新型コロナウイルス感染症対応の診療・検査医療機関の施設要件も参考に、発熱患者専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場で診療をする場合を含む。)を設けたうえで、受け入れ体制の構築をお願いします。また、協定第10条にあるよう、院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施していただくようお願いします。
- 発熱外来の20人以上/日は必ず実施しなければならないのか。
- 発熱外来20人以上というのは、あくまで「流行初期医療確保措置」の対象となる基準であり、協定締結については、例えば対応可能人数3人などでも締結は可能です。

よくある質問

<自宅療養者等への医療の提供について> (診療所)

- 組合員のみを対象とした企業内診療所や特別養護老人ホーム内にある医務室なども診療所として登録されている場合、協定締結の対象となるのか。
- 「発熱外来の実施」、「自宅療養者等への医療の提供」、「人材派遣」など、措置の実施が可能な医療機関にあっては、協定締結の対象となりえます。(例:老人ホーム内の患者のみであっても、往診診療は提供可能な場合など)

よくある質問

<自宅療養者等への医療の提供について> (薬局)

● 薬剤配送は必須か。

- オンライン服薬指導等を想定する場合、薬剤配送が対応可能な場合のみ、協定締結対象となります。(自宅・宿泊患者が外出できない場合に、薬剤を配送することが可能であることが要件です。)
- 配送は、自薬局が直接行う必要はなく、配送業者を利用する対応等でも問題ありません。
- 平時から体制を整えておく必要はなく、有事の際、配送できる体制をとることができる場合は、協定締結の対象となります。

(協定締結可能な例)

- オンライン服薬指導等及び薬剤等の発送ができる場合
- 訪問しての服薬指導ができる場合

<自宅療養者等への医療の提供について> (訪問看護事業所)

● 平時に施設を利用しているものに限ることは可能か。

- 可能です。備考欄に掲載しますので、ご相談ください。

よくある質問

<後方支援>

- 後方支援の可能な診療科に限られる。協定書に記載するにはどうしたらよいか。
- 協定書(案)の備考欄に具体的(例 整形外科のみ)に記載して修正として送付してください。
- 後方支援のみであっても、個人防護具の備蓄は必要でしょうか。
- 協定を締結する医療機関におかれましては、個人防護具の2か月分の備蓄にご協力をお願いします。
- 備蓄量については、各医療機関の新型コロナウイルス感染症へ対応していた時期の平均的な使用量の2か月分がかまいません。

よくある質問

<人材派遣>

- 薬局の医療人材派遣について、グループで調整し、派遣する場合があるが、協定を締結する際はどうか記載したらよいか。
- 医療措置協定は、医療機関の管理者とのみ締結することができるので、人材派遣の可能性のある医療機関の場合（薬局毎）は、人数を各々記載していただくようお願いします。